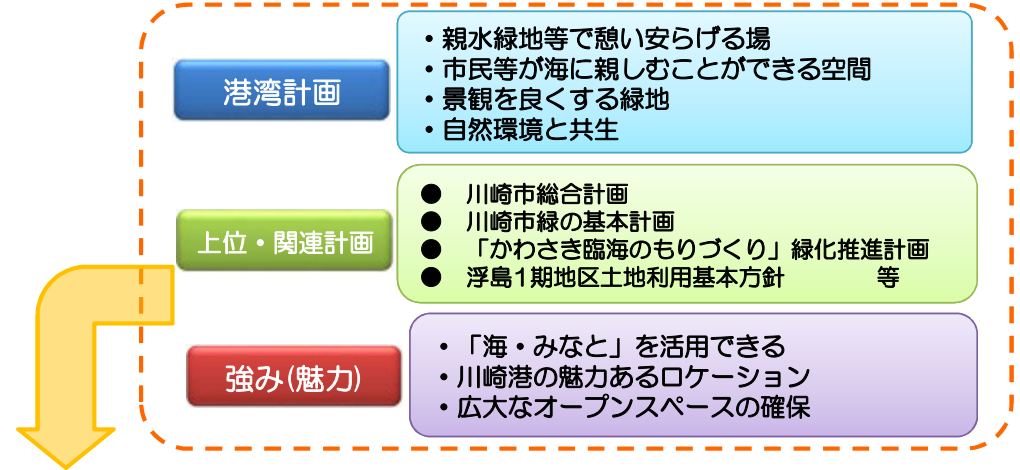


川崎港緑化基本計画の目的

- 「川崎港港湾計画（平成26年11月に改訂）」において、市民からの要望として「海に触れ合う場の提供、交流拠点の充実、景観を良くする緑地整備」との意見が多く見られました。
- このため川崎港が担う環境・交流機能として、「交流機能の拡充と水際線の開放により、市民の憩いと安らぎの場を創出する」との方針が定められました。
- 本計画は、水際線の開放や環境との共生を考慮した親水空間など、〈港ならではの求められる機能〉や〈港湾緑地の活用方策〉、〈緑地活用を支える施設の維持管理・運営〉などを検討し、市民と港で働く人々に憩いと安らぎの場を提供していくことを目的とし、港湾緑地についての今後の指針として策定しました。
- 本計画では平成30年代後半での目標達成を目指しています。

港湾緑地の現状

- 川崎港には現在、40.7ヘクタールの港湾緑地が整備されています。
- 臨港地区における工場内の緑地を含む緑地面積は131.6ヘクタール。面積割合は8.4%となっています。
- 港湾緑地の多くは、臨海部で働く人のための休息や工業地帯の修景としての役割を果たしています。
- 休日には、人工海浜、釣り、バーベキュー場など、港湾緑地として魅力のある施設や、イベント開催時に市民が集まり、にぎわいをみせています。
- 多くの緑地が市街地や駅から離れており、車またはバスでのアクセスに限られています。
- バーベキュー場などの施設の一部については管理員(委託)による現地管理、樹木剪定・除草等は業務委託により実施しています。
- 港湾環境整備負担金制度により、港湾緑地の整備・維持管理費の一部負担することによる、立地企業との協働が行われています。

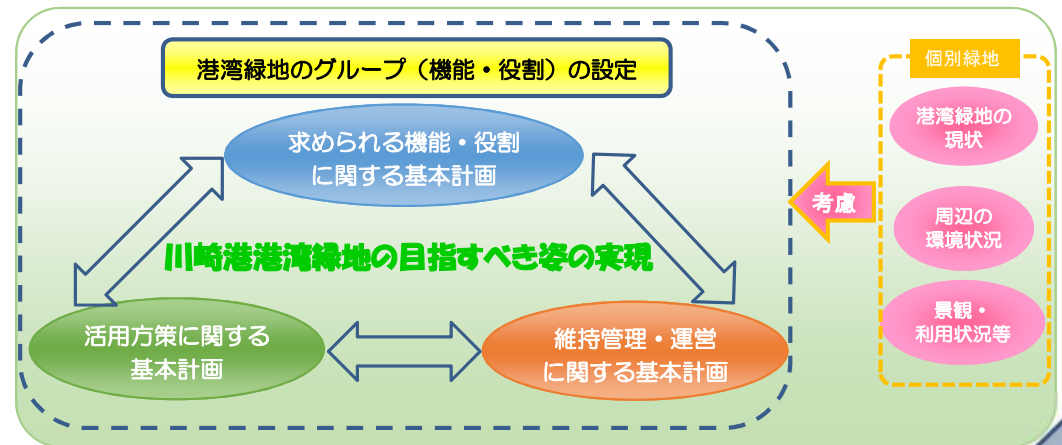


川崎港港湾緑地の目指すべき姿

「みなと」で働く人、訪れる人みなが川崎の自然を感じ、魅力的なロケーションを楽しむことができる空間

- ★「海」・「多摩川」をとおして、自然とふれあい、昔のように海と人のつながりを感じることができる
- ★「工場夜景等の産業景観」、「行き交う船舶」、「羽田空港に離発着する飛行機」といった川崎港ならではの魅力的なロケーションを満喫できる
- ★海風を直接感じることで、皆が安らぎを感じ、あるいは広大な空間を利用したにぎわいを楽しむことができる

川崎港緑化基本計画の構成



基本的な考え方

- 川崎港港湾緑地の目指すべき姿から、川崎港港湾緑地を、「海・運河」、「多摩川」の自然を感じ、「工場夜景」「行き交う船舶」「羽田空港に離発着する飛行機」などの川崎港の魅力的なロケーションを活用した市民交流の場や、海や川、生物等の自然との触れ合いや環境学習の場として活用できる緑地とします。
- 市民と海をつなぐ重要な場として、各緑地の紹介や川崎港に関する環境情報等、港湾緑地の魅力情報発信の場として活用します。
- 緑地の活用、維持管理・運営を市民、周辺企業、行政がそれぞれの立場を尊重しながら協働で行い、臨海部の環境向上に努めます。
- 老朽化等で未利用となっている港湾施設を積極的に活用します。
- 既存の港湾緑地については、川崎港の強み（魅力）をしっかり活かしつつ、機能が発揮できるよう、管理コストの低減や利用の促進を図ります。

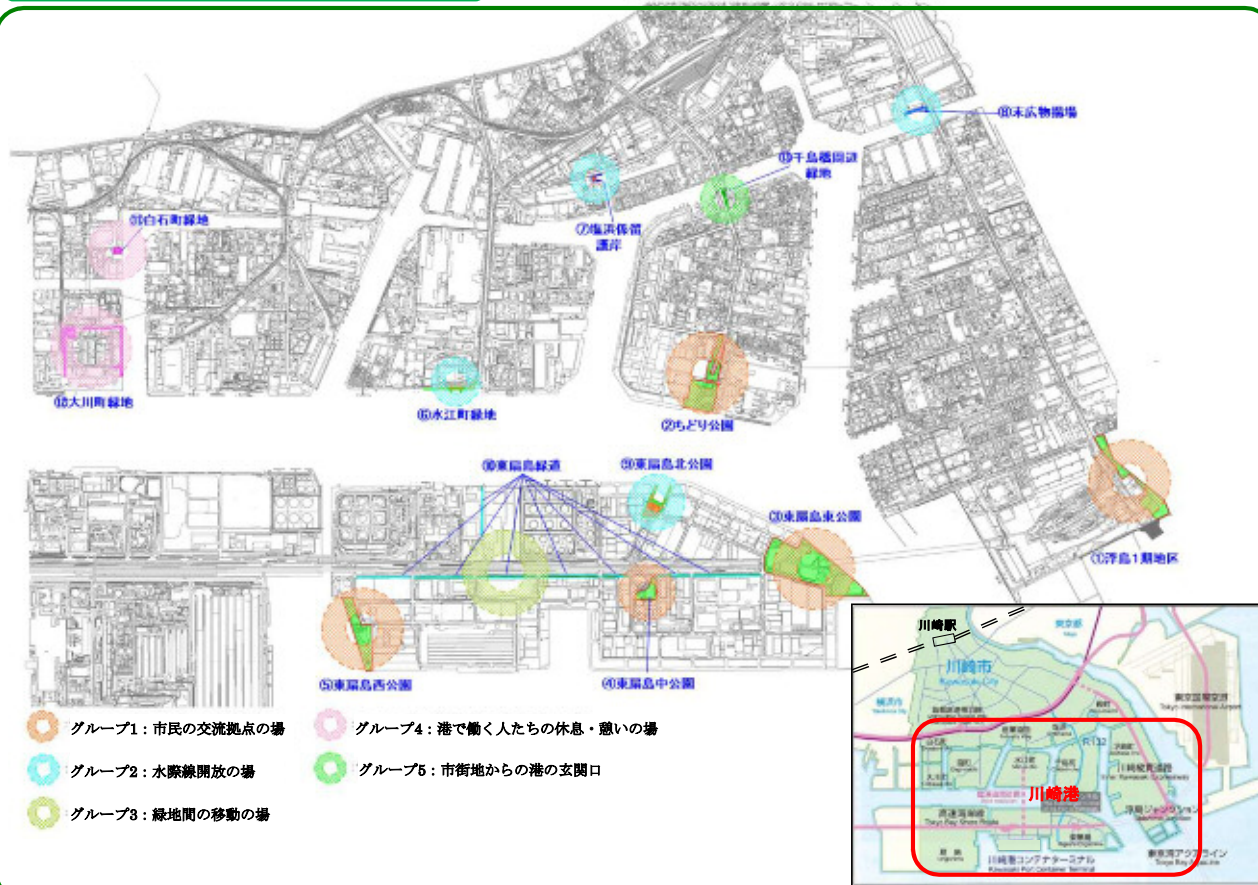
グループ分類別港湾緑地の機能・役割

各緑地の整備・利用には、各緑地の現状、周囲の状況や想定される利用者等を考慮したグループ分けをして検討を進めます。あわせて、緑地周辺は工業地帯であり、周辺に住民がいないことから、市街地の公園とは異なる視点を持って、各緑地の検討を進めます。

グループ	港湾緑地の機能・役割								
	A (休息・休憩の場)	B (眺望を楽しむ等)	C (レクリエーション)	D (海・水に触れる等)	E (環境学習等)	F (集いの場)	G (散歩・風景・修景)	H (ネットワーキング)	I (オープンスペース等)
1. 市民の交流拠点の場	◎	◎	◎	○	◎	◎			○
2. 水際線を開放した憩いの場	○	○	◎	◎	◎	○			○
3. 緑地間移動の場	○						◎	◎	○
4. 港で働く人たちの休息・憩いの場	◎	○		○					○
5. 市街地からの港の玄関口							◎		

※ ◎：各グループにおいて優先すべきと考えられる機能・役割

港湾緑地の配置とグループ



- グループ1：市民の交流拠点の場
- グループ2：水際線開放の場
- グループ3：緑地間の移動の場
- グループ4：港で働く人たちの休息・憩いの場
- グループ5：市街地からの港の玄関口

<グループの内容>

グループ1：市民の交流拠点の場（浮島1期地区、ちどり公園、東扇島東公園、東扇島中公園、東扇島西公園）

広大なオープンスペースを有し、海・運河の豊かな自然や、船舶や工場など活きた港としての景観など、川崎港の魅力的なロケーションの活用、川崎市の拠点施設との連携等を考慮した、にぎわいや安らぎ等を楽しむことができる市民の交流の場となる港湾緑地。

グループ2：水際線開放の場（水江町公園、塩浜係留護岸、末広物揚場、東扇島北公園）

運河沿いの水際線を開放し、水や生物等、自然との触れ合いや浮桟橋の活用等、広さはあまり確保できないが、利用者の休息・憩いの場となる緑地

グループ3：緑地間の移動の場（東扇島緑道）

緑地と緑地を結ぶネットワークの役割と同時に近隣で働く人たちの休息やジョギングなどの安らぎの場、沿線道路の緩衝・修景の役割も併せもつ緑地

グループ4：港で働く人たちの休息・憩いの場（白石町緑地、大川町緑地）

港で働く人たちが、海（眺望、風）を感じながら快適に休憩するための場として、近隣で働く人たちの利用に特化した緑地

グループ5：市街地からの港の玄関口（千鳥橋周辺緑地）

港湾（港）への入口（エントランス）であると同時に緩衝・修景の役割も併せもつ緑地

基本計画(案)

【求められる機能・役割に関する基本計画】

方針:水際線の開放により、にぎわいと快適な空間の創出・拡大

1) 市民の交流拠点の場(グループ1)となる緑地(抜粋)

対象緑地	求められる機能・役割
① 浮島1期地区 (約4ヘクタール)	<ul style="list-style-type: none"> ●水(海)とのふれあい、行き交う船舶、羽田空港に離発着する飛行機や多摩川の河口などの眺望が楽しめる川崎港の新たな魅力スポットとする。 ●広大なオープンスペースを活かした、イベント開催などの市民や観光客等が交流できる空間を配置する。 ●生物多様性に配慮した水辺空間を創出し、親水の場を配置する。 ●川崎市内の環境への取組、環境・イベント・防災情報等を発信する役割を担う。 ●国道357の整備等、周辺整備の進捗状況を考慮しながら、段階的に必要な機能を配置し、一般に開放していく。
② ちどり公園 (5.3ヘクタール) ※うち3.9ヘクタール既設	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時には避難場所や延焼防止のオープンスペースとして機能するとともに、千鳥町7号岸壁からの緊急物資の荷捌きの場として活用するためのスペースを確保する。 ●京浜運河の眺望や心地よく感じる海風を積極的に活用し、休憩や散策、市街地の公園では確保できないスポーツ等を気軽に楽しむことができる広く明るい開放的な空間とする。
③ 東扇島東公園 (15.8ヘクタール)	<ul style="list-style-type: none"> ●人工海浜、バーベキュー施設等を備えた大規模公園で、現状において緑地として備えるべき機能・役割は十分に備わっていることから、既存施設をそのまま活用し、適切な維持管理を行っていく。 ●災害発生時には国の管理のもと、首都圏の基幹的広域防災拠点として活用される。



浮島1期地区から見える飛行機の離発着の様子



広場から運河部方向の眺望



東扇島東公園の人工海浜の様子

2) 水際線開放の場(グループ2)となる緑地(抜粋)

対象緑地	求められる機能・役割
⑥ 水江町緑地 (0.6ヘクタール)	<ul style="list-style-type: none"> ●臨港道路東扇島水江町線の橋梁のたもとに位置し、開通後、歩行者も上に登れることから、新たな景観等の魅力スポットとなることを期待できる。 ●災害発生時には帰宅困難者輸送用の船着場として活用する。 ●平常時は観光船等の船着場としての利用・サービスの充実を図るとともに、魅力的な運河沿いの快適空間を配置する。
⑦ 塩浜係留護岸 ⑧ 末広物揚場	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の老朽化が激しく、今後の利用が見込まれない施設。 ●施設の更新の際には、水辺の拠点として、または、生物多様性(生態系)等に配慮した親水の場へと利用転換を図り、運河の景観を楽しみ、水辺で自然(海)との触れ合いを楽しむことができる空間を配置する。



臨港道路東扇島水江町線(赤丸が緑地位置)



末広物揚場からの眺望

3) その他既設緑地

対象緑地	計画の方向性
④ 東扇島中公園 ⑤ 東扇島西公園 ⑨ 東扇島北公園 ⑩ 東扇島緑道 ⑪ 白石町緑地 ⑫ 大川町緑地 ⑬ 千鳥橋周辺緑地	<ul style="list-style-type: none"> ●港湾緑地としての強み(魅力)を活かし、それぞれの機能・役割に沿って利活用を促進しながら、適切に維持管理・運営につとめる。

【活用方策に関する基本計画】

方針:広報の推進と市民ニーズの充足により、交流機会の拡充

- 各港湾緑地や川崎港に関する情報、防災情報の発信
- アクセス性の向上への取組
- ホームページ・広報誌等の各種媒体や、周辺公共施設等への案内板の設置などによる、積極的な情報発信(特にグループ1で検討)
- 港湾緑地及び緑地内施設を活用したイベント等の開催による利用促進(特にグループ1で検討)
- 親水施設を活用した体験型環境学習イベントやアンケートの実施(特にグループ2で検討)

【維持管理・運営に関する基本計画】

方針:計画的な管理・保全・修繕と利用マナーの徹底による環境・景観の質の向上

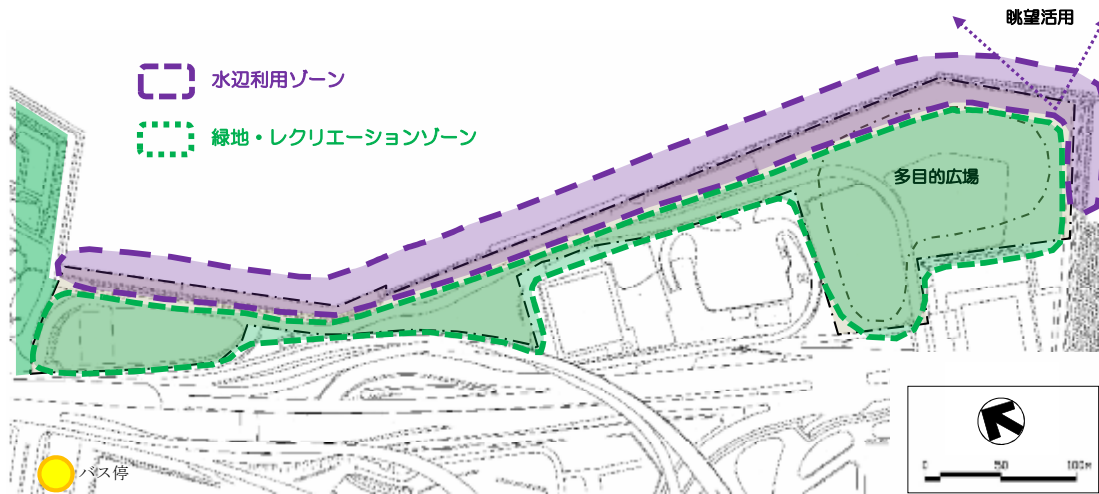
- 各緑地の植栽や施設の維持管理マニュアルの作成
- 緑地ごとの利用ルール・マナーの明文化、周知の徹底
- 災害発生時(津波等)の体制の確保
- 緑地内の施設の管理・運営における指定管理者制度等新たな管理手法の導入の検討(特にグループ1で検討)
- 売店等の設置を希望する民間事業者等によるパトロールや管理などの一部実施を条件に許可する手法の検討(特にグループ1で検討)
- 周辺の民間企業や協力団体などと協働した管理手法の検討(特にグループ1で検討)
- 環境学習への参加者などと協働した管理手法の検討(特にグループ2で検討)

(参考)新規・拡充港湾緑地の機能配置イメージ図

港湾緑地の求められる機能・役割から、新規・拡充港湾緑地の想定される機能配置の一例を以下のとおり、図示します。具体的な施設の配置については、市民等の意見を踏まえたうえで、検討を行ってまいります。

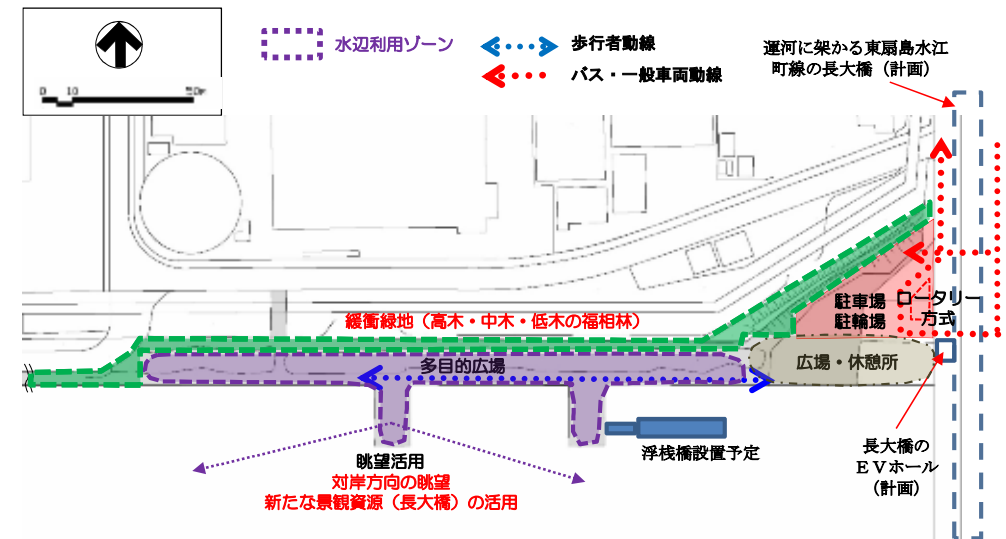
浮島1期地区

- A: 休憩・休息の場
- B: 眺望の場
- C: レクリエーションの場
- D: 親水の場
- E: 学習の場
- F: 情報発信の場
- G: 緩衝・修景の機能
- H: ネットワーク機能
- I: 災害への対応



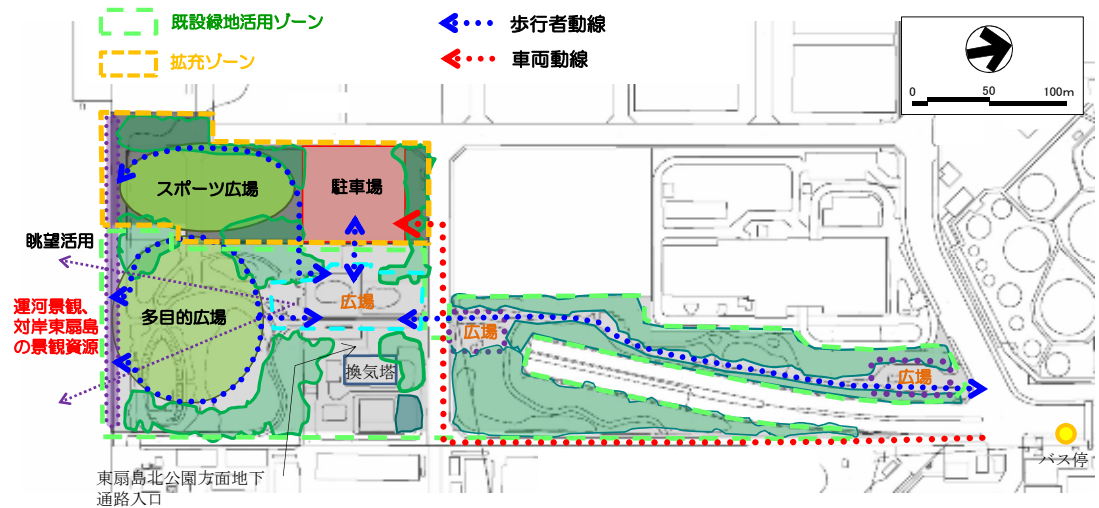
水江町緑地

- A: 休憩・休息の場
- B: 眺望の場
- C: レクリエーションの場
- D: 親水の場
- E: 学習の場
- F: 情報発信の場
- G: 緩衝・修景の機能
- H: ネットワーク機能
- I: 災害への対応



ちどり公園

- A: 休憩・休息の場
- B: 眺望の場
- C: レクリエーションの場
- D: 親水の場
- E: 学習の場
- F: 情報発信の場
- G: 緩衝・修景の機能
- H: ネットワーク機能
- I: 災害への対応



末広物揚場

- A: 休憩・休息の場
- B: 眺望の場
- C: レクリエーションの場
- D: 親水の場
- E: 学習の場
- F: 情報発信の場
- G: 緩衝・修景の機能
- H: ネットワーク機能
- I: 災害への対応

